

公益財団法人 日本サッカー協会
2022年度 臨時評議員会

2022年12月24日

決議事項

1. 評議員 17名 選任の件

以下の通り 17名の評議員を選任したい。

- ①公益財団法人北海道サッカー協会
退任する評議員：吉田一彦（よしだ かずひこ）前会長
選任する評議員：越山賢一（こしやま けんいち）会長
- ②一般社団法人青森県サッカー協会
退任する評議員：久保雅喜（くぼ まさき）前会長
選任する評議員：大南博義（おおみなみ ひろよし）会長
- ③公益社団法人岩手県サッカー協会
退任する評議員：佐藤訓文（さとう のりふみ）前会長
選任する評議員：森亮（もり あきら）会長 兼 専務理事
- ④一般社団法人長野県サッカー協会
退任する評議員：中和昌成（なかわ まさなり）前副会長 兼務 専務理事
選任する評議員：下条夫美子（しもじょう ふみこ）専務理事 兼 事務局長
- ⑤公益財団法人愛知県サッカー協会
退任する評議員：中村昌弘（なかむら まさひろ）前会長
選任する評議員：新井忠（あらい ただし）副会長
- ⑥一般社団法人京都府サッカー協会
退任する評議員：村山義彰（むらやま よしあき）前会長
選任する評議員：乗本敏宏（のりもと としひろ）会長
- ⑦一般社団法人兵庫県サッカー協会
退任する評議員：三木谷研一（みきたに けんいち）前会長
選任する評議員：林啓司（はやし けいじ）会長
- ⑧一般社団法人和歌山県サッカー協会
退任する評議員：中村源和（なかむら もとかず）前会長
選任する評議員：中西朋子（なかにし ともこ）副会長
- ⑨一般社団法人愛媛県サッカー協会
退任する評議員：豊島吉博（とよしま よしひろ）前会長
選任する評議員：堀内久勝（ほりうち ひさかつ）会長
- ⑩一般社団法人宮崎県サッカー協会
退任する評議員：肥後信行（ひご のぶゆき）前副会長
選任する評議員：柳田和洋（やなぎた かずひろ）専務理事
- ⑪一般社団法人沖縄県サッカー協会
退任する評議員：石川良一（いしかわ よしかず）前専務理事
選任する評議員：宮城淳也（みやぎ じゅんや）専務理事

⑫ 横浜マリノス株式会社

退任する評議員：黒澤良二（くろさわ りょうじ）前代表取締役社長

選任する評議員：中山昭宏（なかやま あきひろ）代表取締役社長

⑬ 株式会社ジュビロ

退任する評議員：小野勝（おの まさる）前代表取締役社長

選任する評議員：浜浦幸光（はまうら ゆきみつ）代表取締役社長

⑭ 楽天ヴィッセル神戸株式会社

退任する評議員：徳山大樹（とくやま たいき）前代表取締役社長

選任する評議員：千布勇氣（ちふ ゆうき）代表取締役社長

⑮ 一般財団法人全日本大学サッカー連盟

退任する評議員：西田裕之（にしだ ひろゆき）前副理事長

選任する評議員：櫻井友（さくらい とも）常務理事 兼 事務局長

⑯ 一般財団法人全国社会人サッカー連盟

退任する評議員：牛久保勇（うしくぼ いさむ）前会長

選任する評議員：鈴木秀夫（すずき ひでお）会長

⑰ 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟

退任する評議員：加藤孝俊（かとう たかとし）前副会長

選任する評議員：堀祐介（ほり ゆうすけ）理事長

なお、任期の満了前に退任した評議員に代わり選任する評議員の任期は、定款第 18 条第 2 項の規定により、退任する評議員の任期満了の時までとなるため、2022 年度に関する定時評議員会（2023 年 3 月）の終結の時までとなる。

2. 一般社団法人日本サッカー審判協会 加盟の件

（決議）資料 1

加盟団体規則第 14 条に基づき、新たに関連団体として加盟を希望する「一般社団法人日本サッカー審判協会」の適格性を理事会で審査した結果、必要な要件を満たしていると認められるため、加盟団体（関連団体）として認定したい。

なお、加盟団体規則第 14 条第 4 項の規定に基づき、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議されなければならない。

法人名：一般社団法人日本サッカー審判協会

設立：1984 年 7 月 21 日（2022 年 12 月 2 日法人化）

会 員：サッカー、フットサルおよびビーチサッカーの審判員および審判指導者

会員数：1,345 人（2022 年 4 月 1 日現在）

別紙資料：

- ・役員一覧（社員、理事、監事、名誉役員）
- ・活動内容（収支報告含む）
- ・定款

参考：

「加盟団体規則」

第14条（新たな各種の連盟及び関連団体の認定）

2 本協会は、必要に応じ、日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表し、以下の全ての要件を満たす団体を、第13条に定める関連団体として新たに認定することができる。

- (1) 唯一の統括団体であること
- (2) 独立性が担保されていること
- (3) 法人格を取得していること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (5) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
- (6) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する団体であること

3 理事会は、第12条に定める各種の連盟又は第13条に定める関連団体として新たに認定を希望する団体について、その適格性を厳格に審査する。

4 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連盟又は関連団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3. 定款変更の件

(決議) 資料2

添付の通り定款を変更したい。

- (1) 2022年3月27日に開催された定時評議員会にて、一般社団法人日本フットサルトップリーグが加盟団体（各種の連盟）として認められたことを反映する。
- (2) 決議事項2号議案にて、一般社団法人日本サッカー審判協会が加盟団体（関連団体）として認められた場合、これを反映する。